

令和4年8月19日14時00分
近畿地方整備局
福知山河川国道事務所

国道27号で遮断機の操作訓練を実施 ～大雨等に伴う通行止めへの備え～

台風時期を迎えるにあたり、大雨等による通行止めの際、迅速に対応することを目的に、国道27号で遮断機の動作確認を兼ねた操作訓練を行います。

福知山河川国道事務所が管理する直轄国道では、大雨時等の道路利用者の安全確保のため、異常気象時通行規制区間を設定し、連続雨量が規制雨量に達した場合、通行止めを行っています。

台風時期を迎えるにあたり、遮断機の操作手順について確認を行う訓練を実施し、大雨等に伴う通行止めの必要が生じた場合に備えます。

日時：令和4年8月24日(水) 14:00～15:00

※小雨決行

きょうと ふない きょうたんば ますたに

場所：京都府船井郡京丹波町升谷地先(国道27号)

内容：遮断機の操作訓練

京都方面車線の遮断機の操作を行います。

その他：訓練実施に伴い、当日は短時間の片側交互通行を行いますので、道路を利用される皆様には、ご理解とご協力をお願いします。

現地取材可能。

※車で来場の際は社章を掲示のうえ、来客、関係者駐車位置(別紙2)に13:50までにお越し下さい。

※取材の際は、お手数ですがマスクの着用と周囲の人との距離をあけるよう御協力をお願いします。

<取扱い>

<配布場所> 京都府政記者室

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所
副所長 松下 幸男 (まつした ゆきお)
道路管理課長 大西 孝幸 (おおにし たかゆき)
電話:0773-22-5104(代)

◆異常気象時通行規制区間について◆

福知山河川国道事務所では、大雨による自然災害から人命を守るため、当事務所の管理区間の内、以下の2箇所では異常気象時通行規制区間を設けています。

各区間に設置した雨量観測所で観測された連続雨量により、段階的に注意強化体制、警戒体制を発令して対策にあたり、連続雨量が各区間の通行止め雨量に達した場合、自然災害の危険性が高まると判断し、非常体制を発令するとともに通行止めを実施します。

【異常気象時通行規制区間】

路線名	区 間	延長 (km)	規制雨量 (連続雨量: mm)
			通行止め (非常体制)
9号	ふくちやま やくの ぬかた へき 福知山市夜久野町額田～同町日置	1.2	200
27号	きょうたんば ますたに なかやま 京丹波町升谷～同町中山	0.8	150

位置図



【昨年度の訓練実施の様子】



遮断機操作訓練



遮断機操作訓練の実施状況

またに
国道27号(升谷地区) 遮断機操作訓練
位置図

